



記者発表資料

平成19年10月23日

大阪経済記者クラブ会員各位

「事業承継円滑化に関する要望」建議について

【お問い合わせ先】

大阪商工会議所 経済産業部（豊島・田中）

Tel：06 - 6944 - 6304

【本要望の趣旨・背景】

大阪商工会議所は、「事業承継円滑化に関する要望」を本日、内閣総理大臣はじめ、財務大臣・経済産業大臣・法務大臣や政府関係機関などへ建議する。同要望の原案は、中堅・中小企業委員会（委員長＝更家悠介・サラヤ㈱社長）で取りまとめた。

近年、中小企業経営者の高齢化が進展する中、後継者の確保がますます困難になり、「2006年版中小企業白書」によれば、年間29万社の廃業のうち、後継者不在を第一の理由とする廃業が約7万社を数え、雇用の喪失は、毎年20万～35万人に上ると推定されている。

こうした中、高度成長期に創業された中堅・中小企業の多くは、本格的な世代交代の時期を迎えており、こうした企業の雇用維持や技術・ノウハウの伝承を図るとともに、地域経済を支える観点からも、事業承継の円滑化が喫緊の課題となっている。

そこで、本要望は、中堅・中小企業の事業承継の円滑化に向けて、税制面、施策面、および法制面の3本柱からなる、包括的な事業承継支援制度を早期に創設するよう、政府や与野党に求めている。

具体的には、一定期間の事業継続を条件とした、非上場株式等事業用資産に係る相続税の非課税化を求めるとともに、当面の措置として大幅減免など事業承継税制の抜本的な見直し、後継者対策を支援するため、専門家が連携して事業承継をトータルサポートする「事業承継支援センター（仮称）」や公的融資制度の創設など、事業承継支援施策の拡充、企業の発展に邁進する後継者のやる気を引き出しつつ、事業用資産や経営権を後継者に集中させることが出来るよう、計画的な事業承継に関する当事者（相続人）間の合意に基づく遺留分の放棄手続きの簡素化を含む「事業承継契約スキーム（仮称）」の創設などを求めている。



【具体的な要望項目】

1．事業承継税制の抜本的な見直し

企業の存続や事業承継の円滑化のため、後継者による一定期間の事業継続を条件として、本来は事業用に供する全ての資産に係る相続税を非課税とすべき。

そのうえで、まずは、非上場株式等の事業用資産について、事業用宅地と同様、少なくとも8割以上の大幅減免を講じるべき。

2．後継者対策など事業承継支援策の拡充

中小企業の円滑な事業承継のためには、後継者問題に関する相談をはじめ、技能や経営ノウハウの伝承、税務・法務・金融・経営面等の支援のみならず、廃業と開業マッチングやM&A支援など、総合的・専門的な公的支援策が必要不可欠。

そのため、事業承継対策に詳しい専門家と連携し、事業承継をトータルでサポートする「事業承継支援センター」(仮称)を全国の拠点商工会議所に設置するとともに、相談・アドバイスにあたる専門人材(事業承継コーディネーター)の派遣や、後継者教育や研修開催等に必要な予算措置を講じるべき。

また、相続税の納税資金や事業取得資金等を対象とする公的融資制度の創設や、廃業と開業マッチングやM&A支援事業など、親族外承継に対する支援措置を拡充・強化すべき。

3．遺留分など相続法上の問題解決

現在、遺留分など相続法上の制度により、非上場株式等の事業用資産を後継者へ集中することが制限されるため、当事者間の合意に基づく遺留分放棄手続きの簡素化や相続発生後の紛争の防止策等を含む「事業承継契約(仮称)スキーム」を早急に創設すべき。

また、遺留分等の相続財産の算定時に、後継者の貢献度が考慮されるよう、自社株の評価については、贈与時点での株価に基づいて行うことができるよう見直すべき。

以 上

平成 19 年 10 月

事業承継円滑化に関する要望 ～ 包括的な事業承継制度の早期創設を求める ～

大阪商工会議所

わが国経済が真に持続的な成長を遂げていくためには、産業競争力の源泉である技術・ノウハウの伝承と創造といった重要な役割を担うのみならず、全雇用者数の 7 割を維持・創出し、地域経済を支える中堅・中小企業の活性化が不可欠である。

こうしたなか、高度成長期に創業された中堅・中小企業の多くは、本格的な世代交代の時期を迎えており、円滑な事業承継が喫緊の課題となっている。

しかしながら、現状は、事業継続に不可欠な事業用資産等に対する相続課税に加え、後継者への事業用資産の集中を妨げる民法の遺留分制度等によって、円滑な事業承継が妨げられている。実際、企業努力を超えた過重な税負担は、新分野への進出や技術革新など新たな事業展開を阻害し事業活動の収縮を招いているのみならず、企業の存続や雇用の維持すら困難にするケースさえ生じさせている。

については、今こそ政府・与野党が一丸となって、税制面・法制面の大幅な見直し、並びに金融面をはじめとする後継者支援など、事業承継の円滑化に向けた包括的な事業承継制度を早期に創設されるよう強く要望する。

記

1. 事業承継税制の抜本的な見直し

事業用資産の承継に際しては、私的な財産の相続ではなく、事業の存続を優先する観点から、後継者等による一定期間の事業継続等を条件として、本来は事業用資産に係る相続税を非課税とすべきである。

まずは、非上場株式等の事業用資産については、事業用宅地の扱いと同様に、少なくとも 8 割以上の大幅減免を認められたい。

なお、非上場株式の軽減措置の拡充にあたっては、適用対象株式（現行：発行済株式の時価総額 20 億円未満等）の範囲拡大や限度額の引き上げ（現行：発行済株式総数の 3 分の 2 以下かつ 10 億円以下）など適用要件も併せて緩和されたい。

2. 後継者対策など事業承継支援策の拡充

円滑な事業承継のためには、後継者選定に関する相談をはじめ、技能や経営ノウハウの伝承、税務・法務・資金・経営面等の支援、廃業と開業マッチングやM&A支援など、総合的・専門的な支援策が必要不可欠である。

そこで、税務・法務・金融・経営など各種専門家と連携した、事業承継をトータルでサポートする「事業承継支援センター」(仮称)を各都道府県の拠点商工会議所等に設置するとともに、相談・アドバイスにあたる専門人材(事業承継コーディネーター)の派遣や、後継者教育や計画的な事業承継のための研修開催等のために必要な予算措置を講じられたい。

また、後継者の事業承継時の資金繰りを支援するため、相続税の納税資金や事業取得資金等を対象とする公的融資制度を創設されたい。

さらに、後継者不在による廃業を最小限にとどめるため、廃業と開業マッチングやM&A支援事業など、親族外承継に対する支援措置なども拡充・強化されたい。

3. 遺留分など相続法上の問題解決

中堅・中小企業の事業承継においては、現経営者が保有する非上場株式等の事業用資産や経営権を後継者に出来る限り集中して承継させることが重要である。また、後継者のやる気を引き出しつつ、現経営者の生前中に計画的に経営権や事業用資産を後継者に承継する必要がある。

しかしながら、現行では、遺留分など相続法上の制度により、非上場株式等の事業用資産を後継者へ集中することが制限されるので、当事者間の合意に基づく民法上の遺留分放棄手続きの簡素化など、相続発生後の遺留分などに係る紛争の防止策を含む「事業承継契約(仮称)スキーム」を早急に創設されたい。

また、遺留分等の相続財産の算定時に、自社株価値の上昇に対する後継者の貢献が考慮されないなど、後継者の旺盛な経営改善意欲が削がれるケースが見受けられるため、遺留分の算定においては、贈与時点での株価に基づいて行うことができるよう見直されたい。

4. その他留意点

包括的な事業承継制度の創設や現行制度の抜本的な見直し等にあたっては、中堅・中小企業が利活用しやすいよう、わかりやすい制度・簡素な手続きにするとともに、中小企業の経営実態に合わせた制度設計・運用となるよう、特段の配慮を払われたい。

以 上

大阪商工会議所
事業承継の円滑化に関する要望 参考資料

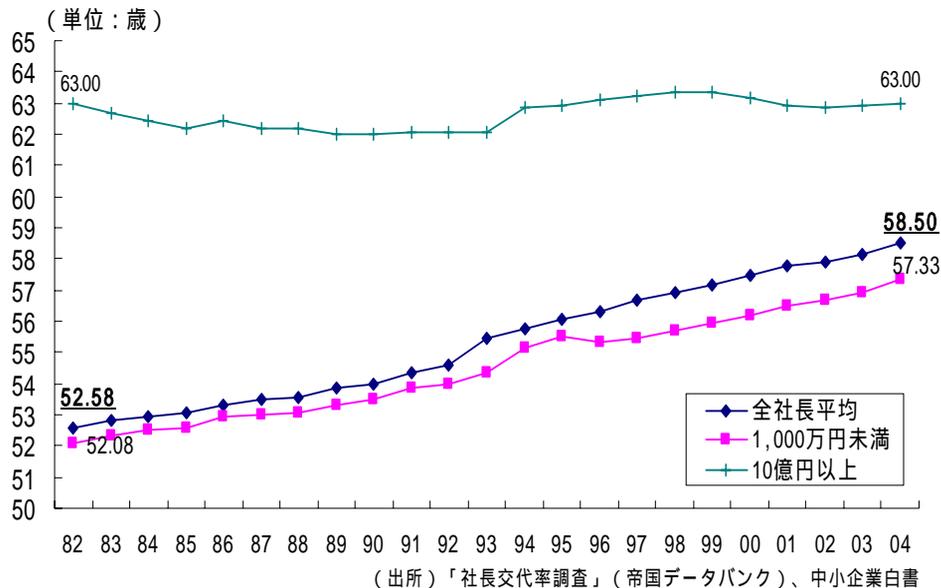
平成19年10月

中小企業の事業承継を取りまく現状

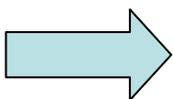
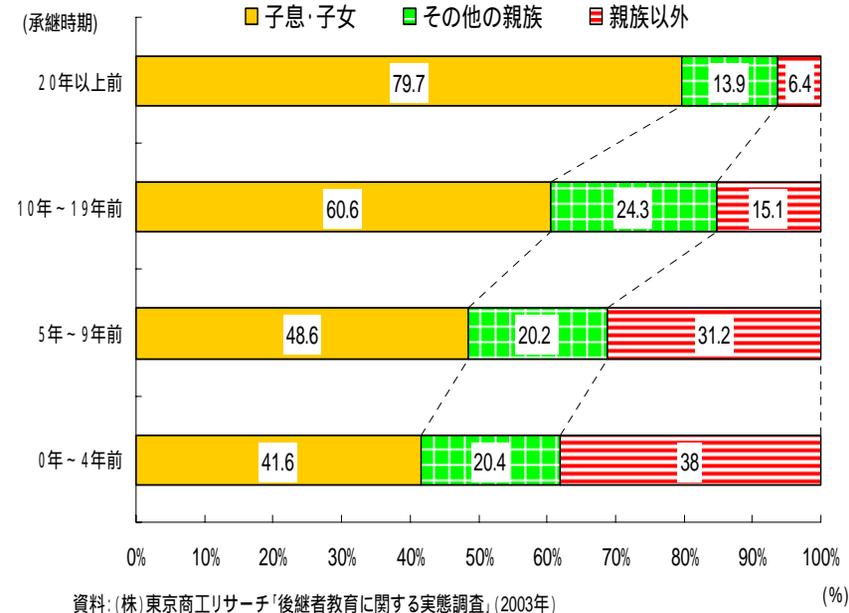
近年、中小企業経営者の高齢化が進展する中、特に親族内における後継者の確保はますます困難に。

2006年版中小企業白書によれば、年間29万社の廃業のうち、後継者不在を第一の理由とする廃業が約7万社、雇用の喪失は毎年20万～35万人に上ると推定。

資本金規模別の代表者の平均年齢の推移



先代経営者との関係の変化



日本を支える中小企業の雇用や技術の喪失を防止する観点から、事業承継円滑化が喫緊の政策課題に

承継時の相続税負担と事業承継税制

相続税に関しては、**63.5%の経営者が何らかの負担が生じると予想し、11.2%の経営者が5千万円超の負担が生じると予想(株式会社17.9%)**。

事業承継税制については、土地、株式に係る負担の軽減及び計画的な事業承継を促進する観点から徐々に改善措置が講じられてきたが、包括的な課題の解決が不可欠。

主な事業承継税制の概要

小規模宅地特例

小規模宅地等の相続税評価額の80%は非課税。

自社株式の特例

事業承継時における自社株の相続税課税価格の10%軽減措置。

相続時精算課税制度

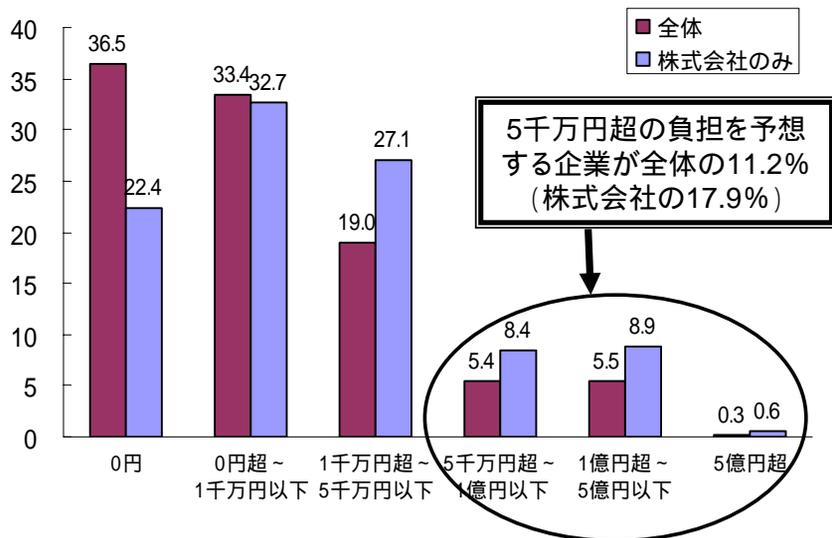
(贈与時)

申告を前提に、65歳以上の親から20歳以上の子への贈与につき、2,500万円の非課税枠(限度額まで複数回使用可)、これを超える部分については税率一律20%で課税。

(相続時)

贈与時の時価で贈与財産を相続財産と合算して相続税額を計算し、精算する。

予想される相続税負担



出典: 中小企業庁アンケート調査(平成18年10月)

➡ **税制についての措置は一定程度講じられているが、依然として課題あり。**

事業承継における様々な課題の整理

中小企業の事業承継においては、企業規模や承継のパターンによって様々な問題が生じ、必要となる政策的対応も多種多様である。

< 事業承継における問題 >

相続税負担が重い
(特に比較的大規模な企業)
株式評価の問題
(特に利益水準の高い企業)

後継者候補がない
(特に小規模・零細企業)
中小企業経営者の認識が不足している
後継者教育が困難
金融機関からの資金調達や個人保証の処理が困難
親族外承継を行う場合に、M & Aやマッチングの実施が困難

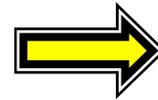
遺留分等相続法上の制約

< 必要な政策的対応 >

1 事業承継税制の抜本的な見直し

2 後継者対策など事業承継支援策の拡充

3 遺留分などの相続法上の問題解決



事業承継税制の抜本的な見直し

1. 事業用資産の相続税の非課税化

事業用資産の承継に際しては、私的な財産の相続ではなく、事業の存続を優先する観点から、後継者等による一定期間の事業継続等を条件として、本来は事業用資産に係る相続税を非課税とすべき。

2. 当面の措置：非上場株式等の事業用資産の相続税の減免措置の創設

(1) 対象

非上場株式に係る相続税の減免措置の抜本拡充が中核。

(欧州主要国では、事業用資産全体に共通する減額措置が存在。我が国では、土地(小規模宅地)は既に相続税評価額の80%の減額措置が導入されているが、非上場株式は相続税課税価格の10%の減額措置。)

(2) 事業継続要件

事業承継者に係る事業継続要件の設定が不可欠。形式要件としての株式保有継続、経営従事に加え、事業の継続・発展を通じて雇用確保を図る観点から、雇用確保に係る要件設定の是非についても検討。

継続期間は、5年(欧州主要国の例)や、7年(法人税の欠損金繰越期間)を目安に検討。

(3) 特例措置スキーム

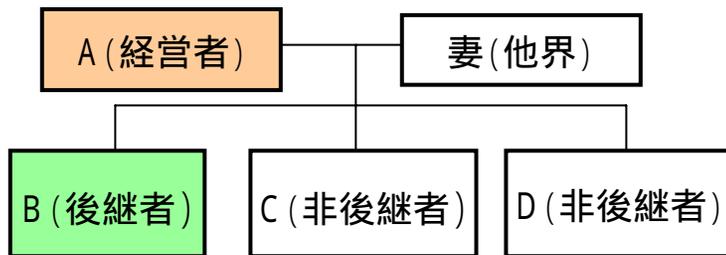
事業承継者の承継後の納税負担が、事業の継続・発展のために有意に減免されることが重要。

既に事業用宅地で実現している80%以上の減額を前提に、事業用資産の大幅減額制度を中心として考えるべき。

遺留分による制約

事業承継においては、現オーナー経営者の保有する株式等の事業用資産を円滑に後継者に承継することが重要であるが、以下の**遺留分(配偶者や子供に対して最低限度の資産承継の権利を保障する民法上の制度)**の制約が存在。

事例 中小企業経営者であるAから、後継者Bを含む3名に遺産を相続する場合。



Aの個人資産(9億円)

不動産(事業用以外)	7,000万円
現金等	3,000万円
株式	8億円

X株式会社の経営者Aには、3人の息子(B, C, D)がいる。なお、Aの妻は既に他界。長男BはAの後継者として会社の取締役就任。一方、次男C、三男Dは、X株式会社とは全く関わりのない職業に就いている。

Aの総個人資産9億円のうち、事業用資産(株式)が8億円を占めている。

生前贈与や遺言を利用することにより、後継者Bに事業用資産を一定程度集中させることも可能だが、**CやDが有する遺留分という民法上の権利**のため、Bに無制限に財産を集中することはできない。

上記事例では、**C, Dがそれぞれ1/6ずつの遺留分を持つ**ため、Bに集中できる財産の限度は2/3。このため、**Bに集中できる株式は8億円のうち6億円分に限定**される。

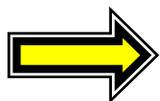
(持株比率の低下(例えば80% 60%や60% 45%)による経営の不安定化。)

遺留分等相続法上の問題に対する対応

1. 「事業承継契約(仮称)スキーム」の創設

事業承継に関する当事者間の合意に基づき、相続発生後の遺留分に係る紛争を防止するための手当てを包含する「事業承継契約(仮称)スキーム」を創設する新規立法措置を具体的に検討。

(非後継者が遺留分放棄を行う際の手続の簡素化や、合意に基づく事業用資産の遺留分減殺請求対象からの除外等を中心に検討。)

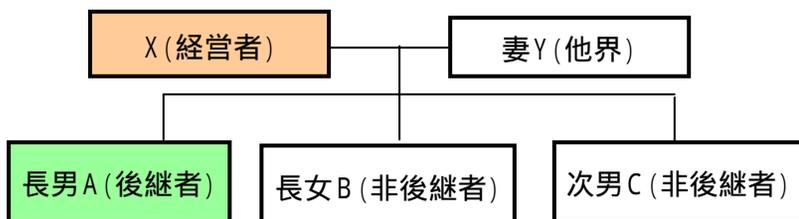


相続発生後の紛争を防止するとともに、計画的な事業承継対策を促進

2. 贈与株式の評価額を贈与時で固定できる制度の創設

生前贈与後の株式価値が後継者の貢献等により上昇した場合、遺留分の算定に際しては相続開始時点の上昇後の評価で計算されてしまうため、非後継者の遺留分が増加し、円滑な承継に支障が生じるおそれ有。以上の問題を解決するため、一定の要件を満たす場合には、生前贈与された株式の評価額を贈与時のものとする事ができる新規立法措置を具体的に検討。

< 想定事例 > 中小企業経営者であるXから、後継者Aに株式を生前贈与し、15年後に相続が発生した場合

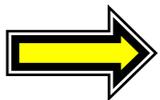


[Aに生前贈与された株式の価値]
(15年前) **1億円** (相続開始時) **10億円**

経営者Xが、15年前に長男Aに生前贈与した株式(1億円)の価値が、**A自身の貢献により、相続開始までに10倍に上昇**。

上記以外の相続開始時のXの遺産は**2億円**(不動産、現金等)。

相続開始時点のXの法定相続人は、A、B、Cであり、**遺留分は各1/6ずつ**。



生前贈与後の後継者の貢献を正當に評価し、計画的な承継を促進

上記ケースの場合、非後継者の遺留分は各2億円から各5千万円に減少し、後継者は贈与された株式の継続保有が可能となる。